

まちの集中改革

登別市集中改革プラン策定

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国や地方公共団体はかつてなく厳しい財政状況におかれています。

登別市も例外ではなく、高齢化の進展や市民ニーズの高度化・多様化など、変化し続ける社会経済情勢に適切に対応するため取り組んでいかなければならない課題が山積しています。

市は、これまでもさまざまな行政改革に取り組んできましたが、将来にわたって持続可能な行政運営を行うため、さらなる行政改革に取り組むべく『登別市集中改革プラン』を策定しましたのでお知らせします。

『集中改革プラン』って何？

平成17年3月、総務省から『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』が示されました。



▲3月29日(水)、登別市集中改革プランについて、上野市長に答申する登別市行政改革推進委員会の上田委員長(右)

この指針では、地方公共団体の行政改革を集中的に推進するために、

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託などの推進
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ⑤ 第三セクター(12頁※1参照)の見直し
- ⑥ 経費削減などの財政効果

などの6項目を中心に、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを市民に分かりやすく示した計画を策定し、公表することとされています。

この計画を『集中改革プラン』と呼んでいます。

行政改革基本方針と集中改革プラン

登別市の集中改革プラン(平成17年度～21年度)は、市が取り組むべき行政改革の在り方を示した『登別市行政改革基本方針(平成15年度～19年度)』を再構築し、行政改革基本方針と重複する平成17年度から19年度までの3年間を『集中取り組み期間』と位置づけ、行政改革基本方針に基づく取り組みを推進するものです(12頁表1参照)。

【表1】行政改革基本方針と集中改革プラン

H15・16	H17	H18	H19	H20	H21
	集中改革プランの推進(H17～H21年度)				
	集中取り組み期間				
	登別市行政改革基本方針(H15～H19年度)				
反映	継 承				

用語説明①

※1 第三セクター

国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立される事業体。主として国や地方公共団体が行うべき事業(公共セクター)に、民間部門(民間セクター)の資金や経営力などを導入して官民共同で行うところから、第三セクターと呼ばれています。

※2 指定管理者制度

これまで、公の施設の管理は、市が直接行う方法、または市が出資している法人や公共の団体に限って管理を委託する方法のいずれかにより行ってきましたが、平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体にも管理を委託できるようになりました。

※3 ファシリティマネジメント

企業や自治体などが持つ施設・人員組織などの総合的な管理を効率化する手法です。

※4 市民パートナー制度

豊かな知識や技能などを有する市民などに委託し、市民協働で魅力あるまちづくりを進める制度です。